

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成19年9月11日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝 規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

1 監査対象部局 議会事務局

2 監査対象年度 平成18年度

3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	県外旅費の支給について 県外旅費の支給に当たり、算定を誤って支給しているものがあつたので、正当額との差額分を支給する必要がある。	平成19年6月に追給済みである。